

令和6年第1回春日井市議会定例会提出議案目次〔Ⅲ〕

| 議案番号 | 議 題 | |
|--------|--|----|
| 第16号議案 | 春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について…………… | 1 |
| 第17号議案 | 春日井市手数料条例の一部を改正する条例について…………… | 4 |
| 第18号議案 | 春日井市病院事業の設置等に関する条例及び春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について…………… | 7 |
| 第19号議案 | 春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について…………… | 9 |
| 第20号議案 | 春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について…………… | 11 |
| 第21号議案 | 春日井市犯罪被害者等支援条例について…………… | 15 |
| 第22号議案 | 春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について…………… | 20 |
| 第23号議案 | 春日井市消防本部等設置条例の一部を改正する条例について…………… | 23 |
| 第24号議案 | 春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について…………… | 25 |
| 第25号議案 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について…………… | 28 |
| 第26号議案 | 春日井市野外キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について…………… | 30 |
| 第27号議案 | 春日井市介護保険条例の一部を改正する条例について…………… | 32 |
| 第28号議案 | 春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について…………… | 36 |
| 第29号議案 | 春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例について…………… | 62 |
| 第30号議案 | 春日井市立保育園条例の一部を改正する条例について…………… | 64 |
| 第31号議案 | 春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について…………… | 66 |
| 第32号議案 | 春日井市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例について…………… | 68 |

| | | |
|--------|--------------------------------------|----|
| 第33号議案 | 春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について…………… | 70 |
| 第34号議案 | 市道路線の廃止について…………… | 72 |
| 第35号議案 | 市道路線の認定について…………… | 73 |
| 報告第1号 | 令和5年度春日井市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について…………… | 75 |

第 16 号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例

春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部春日井市人・農地プラン検討会の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------------|--------------------------|-------|
| 春日井市住生活基本計画推進協議会 | 春日井市住生活基本計画の策定及び推進に関する審議 | 10人以内 |
|------------------|--------------------------|-------|

別表市長の部に次のように加える。

| | | |
|--------------------------|---------------------------------|------|
| 春日井市西部地区新調理場整備運営事業者選定委員会 | 西部地区新調理場の整備及び運営に係る事業者の選定等に関する審議 | 5人以内 |
|--------------------------|---------------------------------|------|

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年春日井市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表土地区画整理評価員の項の次に次のように加える。

| | |
|----------------|-----------|
| 住生活基本計画推進協議会委員 | 日額 7,300円 |
|----------------|-----------|

別表消防賞じゅつ金等審査委員会委員の項の次に次のように加える。

| | |
|------------------------|------------|
| 西部地区新調理場整備運営事業者選定委員会委員 | 日額 20,600円 |
|------------------------|------------|

説 明

この案を提出するのは、新たに住生活基本計画推進協議会及び西部地区新調理場整備運営事業者選定委員会を附属機関として設置するため必要があるからである。

第 17 号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

春日井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市手数料条例の一部を改正する条例

春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表「2 消防法等関係手数料」の表消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査（以下「危険物製造所等設置許可申請審査」という。）の部貯蔵所の款浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の項中

| | | | |
|--------------|---|--------------|-------|
| 1, 180, 000円 | を | 1, 450, 000円 | に改める。 |
| 1, 410, 000円 | | 1, 720, 000円 | |
| 1, 590, 000円 | | 1, 920, 000円 | |
| 1, 950, 000円 | | 2, 360, 000円 | |
| 2, 270, 000円 | | 2, 740, 000円 | |
| 4, 550, 000円 | | 5, 640, 000円 | |
| 5, 820, 000円 | | 7, 240, 000円 | |
| 7, 070, 000円 | | 8, 790, 000円 | |

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合は許可の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

| | | | |
|--|----|---------|--|
| 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 1件 | 27,000円 | |
| 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の道路内に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 1件 | 27,000円 | |
| 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 1件 | 27,000円 | |

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表「2 消防法等関係手数料」の表の規定は、令和6年4月1日以後の申請による事務に係る手数料について適用し、同日前の申請による事務に係る手数料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、新たに既存建築物の大規模修繕等における敷地と道路に関する制限の適用除外の認定に係る手数料を定める等のため必要があるからである。

第 18 号議案

春日井市病院事業の設置等に関する条例及び春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市病院事業の設置等に関する条例及び春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市病院事業の設置等に関する条例及び春日井市水道事業及び
公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 春日井市病院事業の設置等に関する条例（昭和35年春日井市条例第4号）第6条
- (2) 春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年春日井市条例第48号）第5条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 19 号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例

春日井市職員定数条例（昭和24年春日井市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「1,504人」を「1,544人」に改め、同項第3号中「309人」を「321人」に改め、同項第4号中「96人」を「101人」に改め、同条第2項中「2,922人」を「2,979人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、職員の定数を改正するため必要があるからである。

第 20 号議案

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年春日井市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条中「を含む。」の次に「次条において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第23条第1項、第2項（第1号の規定に限る。）、第3項、第5項及び第6項の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは、「100分の51.25」と読み替えるものとする。第25条中「を含む。」の次に「次条において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第25条の2 給与条例第23条第1項、第2項（第1号の規定に限る。）、第3項、第5項及び第6項の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員で、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものについて準用する。この場合において、給与条例第23条第2項第1号中「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「当該職員の勤勉手当基礎額」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の51.25」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料

の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年春日井市条例第46号）第18条第2項に規定する月額パートタイム会計年度任用職員にあってはそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該職員が受けるべき報酬の月額とし、同条第3項に規定する日額パートタイム会計年度任用職員又は同条第4項に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員にあってはそれぞれその基準日前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間において当該職員が受けた報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

（春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和5年春日井市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条後段を削る。

第25条中「第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の135」と、同条第4項」を「第22条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため必要があるからである。

第 21 号議案

春日井市犯罪被害者等支援条例について

春日井市犯罪被害者等支援条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図り、犯罪被害者等を支える社会意識の形成を促進し、市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等の受けた被害を回復し、又は軽減し、及び生活の再建を図り、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により受ける被害をいう。
- (6) 関係機関等 国、県、警察その他の公的機関、犯罪被害者等支援を行う民間団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等は、個人としての尊厳を尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮して推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が社会において孤立することなく安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、市及び関係機関等の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、関係機関等との連携並びに市民及び事業者の協力の下、実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、その置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう努めるとともに、犯罪被害者等を孤立させないように努めなければならない。

2 市民は、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、その置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう努めるとともに、犯罪被害者等を孤立させないように努めなければならない。

2 事業者は、雇用する者が犯罪被害者等となった場合、当該者がその被害に係

る法的な手続及び捜査に適切に関与し、並びに被害を回復し、又は軽減するために必要な行為ができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(総合支援窓口の設置)

第7条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

(相談、情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している多様な問題について、その相談に応じ、必要な情報を提供し、助言し、関係機関等との連絡調整を図る等の必要な支援を行うものとする。

(経済的負担の軽減等)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、犯罪等により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、日常生活に必要な支援を行うものとする。

- 3 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、二次被害及び再被害を受けることを防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援に関する事項について、市民及び事業者の理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第11条 市は、犯罪被害者等支援に従事する人材の育成を図るため、必要な施策

を講ずるものとする。

(個人情報管理)

第12条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(意見の反映)

第13条 市は、犯罪被害者等支援に当たっては、犯罪被害者等その他市民からの意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、犯罪被害者等支援についての基本理念等を定めるため必要があるからである。

第 22 号議案

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年春日井市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改める。

第4条第2項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項第2号中「市長が、教育委員会」を「市の執行機関が、市の他の執行機関」に、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「教育委員会が」を「当該他の執行機関が」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2「2 市長」の項中「生活保護関係情報又は」を削り、同表「3 市長」の項中「又は地方税関係情報」を削り、同表「4 市長」の項中「（「障害者関係情報」という。）」の次に「、外国人保護関係情報」を加え、同表「7 市長」の項中「又は地方税関係情報」を削り、同表「12 市長」の項中「、地方税関係情報」を削り、同表「14 市長」の項中「生活保護関係情報又は」を削り、同表「17 市長」の項中「、地方税関係情報」を削り、同表「22 市長」の項中「障害者関係情報」の次に「、生活保護関係情報」を加える。

別表第3「1 教育委員会」の項中「生活保護関係情報、」を削る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、第5条第1項第2号の改正規定（「市長が、教育委員会」を「市の執行機関が、市の他の執行機関」に改める部分及び「教育委員会が」を「当該他の執行機関が」に改める部分に限る。）、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 23 号議案

春日井市消防本部等設置条例の一部を改正する条例について

春日井市消防本部等設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市消防本部等設置条例の一部を改正する条例

春日井市消防本部等設置条例（昭和39年春日井市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「春日井市梅ヶ坪町109番地1」を「春日井市北城町3丁目2番地2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、消防署を移転するため必要があるからである。

第 24 号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第3条第1項中「100分の5.9」を「100分の6.5」に改める。

第5条中「24,500円」を「28,200円」に改める。

第6条の2中「100分の2」を「100分の2.2」に改める。

第6条の4中「9,900円」を「10,500円」に改める。

第7条中「100分の1.5」を「100分の1.8」に改める。

第9条中「9,700円」を「11,200円」に改める。

第10条中「6,000円」を「6,100円」に改める。

第21条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第1号ア中「17,150円」を「19,740円」に改め、同号ウ中「6,930円」を「7,350円」に改め、同号オ中「6,790円」を「7,840円」に改め、同号カ中「4,200円」を「4,270円」に改め、同項第2号ア中「12,250円」を「14,100円」に改め、同号ウ中「4,950円」を「5,250円」に改め、同号オ中「4,850円」を「5,600円」に改め、同号カ中「3,000円」を「3,050円」に改め、同項第3号ア中「4,900円」を「5,640円」に改め、同号ウ中「1,980円」を「2,100円」に改め、同号オ中「1,940円」を「2,240円」に改め、同号カ中「1,200円」を「1,220円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,675円」を「4,230円」に改め、同号イ中「6,125円」を「7,050円」に改め、同号ウ中「9,800円」を「11,280円」に改め、同号エ中「12,250円」を「14,100円」に改め、同項第2号ア中「1,485円」を「1,575円」に改め、同号イ中「2,475円」を「2,625円」に改め、同号ウ中「3,960円」を「4,200円」に改め、同号エ中「4,950円」を「5,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、国民健康保険税の税率を改定する等のため必要があるからである。

第 25 号議案

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年春日井市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表学校教育施設及び社会福祉施設の医師、歯科医師及び薬剤師の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|------------|
| 学校運営協議会委員 | 年額 11,000円 |
|-----------|------------|

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、学校運営協議会委員の報酬を定めるため必要があるからである。

第 26 号議案

春日井市野外キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

春日井市野外キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市野外キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

春日井市野外キャンプ場の設置及び管理に関する条例（昭和51年春日井市条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、野外キャンプ場を廃止するため必要があるからである。

第 27 号議案

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例について

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例

春日井市介護保険条例（平成12年春日井市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「34,764円」を「30,466円」に改め、同項第2号中「48,669円」を「43,524円」に改め、同項第3号中「52,146円」を「46,202円」に改め、同項第4号中「59,098円」を「56,916円」に改め、同項第5号中「69,528円」を「66,960円」に改め、同項第6号中「79,957円」を「77,004円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「86,910円」を「83,700円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「104,292円」を「100,440円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「111,244円」を「107,136円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「118,197円」を「113,832円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号中「125,150円」を「123,876円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第12号中「128,626円」を「133,920円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第14号イ」に改め、同項第13号中「132,103円」を「147,312円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第14号中「139,056円」を「174,096円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 160,704円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に

よる額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「20,858円」を「19,083円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「20,858円」を「19,083円」に、「31,287円」を「30,132円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「20,858円」を「19,083円」に、「48,669円」を「45,867円」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（保健福祉事業）

第9条の2 市は、法第115条の49に規定する保健福祉事業として、市長が別に定める事業を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の春日井市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度分までの年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

（春日井市介護給付費準備基金条例の一部改正）

3 春日井市介護給付費準備基金条例（平成12年春日井市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第115条の49に規定する保健福祉事業に要する財源が不足する場合

説 明

この案を提出するのは、介護保険料の保険料率を改定する等のため必要があるからである。

第 28 号議案

春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年春日井市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項

第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷

地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負

担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第114条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、入居日の3月前から継続して、市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されている者であること又は市の介護保険の被保険者資格を有する者であることを確認しなければならない。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力

医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。
 - (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第133条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、入居日の3月前から継続して、市の住民基本台帳に記録されている者であること又は市の介護保険の被保険者資格を有する者であることを確認しなければならない。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに

に、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第154条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居申込者の入居に際しては、入居日の3月前から継続して、市の住民基本台帳に記録されている者であること又は市の介護保険の被保険者資格を有する者であることを確認しなければならない。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力

を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条を次のとおり改める。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることによりこれらの要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療

機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

（春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成29年春日井市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サ

ービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第13号の2中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(春日井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 春日井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年春日井市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（、「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」及び「をいう。第44条第6項において同じ。）」を削る。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウ

ウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者

(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予

防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第75条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、入居日の3月前から継続して、市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されている者であること又は市の介護保険の被保険者資格を有する者であることを確認しなければならない。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めが

あった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

（春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年春日井市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の人数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第33条第29号の規定を除く。)」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号オ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(春日井市手数料条例の一部改正)

- 2 春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表「11 介護保険法関係手数料」の表介護保険法第115条の22第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定(同法第115条の31において第70条の2の規定を準用する場合を含む。)に係る申請に対する審査の項中「第8条の2第16項に規定する介護予防支援」の次に「(同法第8条第24項に規定する居宅介護支援と一体的に行うために申請を同時に行う場合を除く。)」を加える。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定、第2条の規定による改正後の春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関

する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第25条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定、第3条の規定による改正後の春日井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定及び第4条の規定による改正後の春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 4 施行日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に係る経過措置）

- 6 施行日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第

172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項の規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

説 明

この案を提出するのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に準じ、指定地域密着型サービス等の利用者に係る身体的拘束等の適正化を推進する等のため必要があるからである。

第 29 号議案

春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例について

春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例

春日井市子どもの家条例（平成17年春日井市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | |
|---------------|---------------|
| 春日井市東高森台子どもの家 | 春日井市高森台7丁目3番地 |
|---------------|---------------|

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月24日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の春日井市子どもの家条例の規定中東高森台子どもの家に係る指定管理者の指定、利用の許可、使用料の納付その他東高森台子どもの家を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

説 明

この案を提出するのは、新たに高森台地内に子どもの家を設置するため必要があるからである。

第 30 号議案

春日井市立保育園条例の一部を改正する条例について

春日井市立保育園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市立保育園条例の一部を改正する条例

春日井市立保育園条例（昭和57年春日井市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表春日井市立前並保育園の項中「春日井市四ツ家町字二ツ杵132番地」を「春日井市前並町2丁目8番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、前並保育園を移転するため必要があるからである。

第 31 号議案

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和41年春日井市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、第14条」を削り、同条第2項中「、第11条の2及び第14条」を「及び第11条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に準じ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため必要があるからである。

第 32 号議案

春日井市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める
条例の一部を改正する条例について

春日井市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一
部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める
条例の一部を改正する条例

春日井市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年春日井市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の春日井市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例第4条第6号の規定による厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者は、改正後の春日井市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例第4条第6号の規定による国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者とみなす。

説 明

この案を提出するのは、水道法の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 33 号議案

春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例

春日井市水道事業給水条例（昭和36年春日井市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第29条第3項中「口座振替」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付」を加える。

第33条第2項ただし書及び第38条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、水道料金の徴収方法に指定納付受託者による納付の方法を追加する等のため必要があるからである。

第34号議案

市道路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月16日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 | 重要な経過地 |
|------|--------|---------|--------|
| | | 終 点 | |
| 1 | 1966号線 | 熊野町字堂之元 | |
| | | 熊野町字堂之元 | |

第 35 号議案

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月16日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 | 重要な経過地 |
|------|--------|--------|--------|
| | | 終 点 | |
| 1 | 8038号線 | 出川町7丁目 | |
| | | 出川町7丁目 | |
| 2 | 8039号線 | 篠木町8丁目 | |
| | | 篠木町8丁目 | |
| 3 | 8040号線 | 高森台8丁目 | |
| | | 高森台8丁目 | |
| 4 | 8041号線 | 高森台8丁目 | |
| | | 高森台8丁目 | |

| | | | |
|----|--------|---------|--|
| 5 | 8042号線 | 高森台8丁目 | |
| | | 高森台8丁目 | |
| 6 | 8043号線 | 高森台8丁目 | |
| | | 高森台8丁目 | |
| 7 | 8044号線 | 高森台8丁目 | |
| | | 高森台8丁目 | |
| 8 | 8045号線 | 高森台8丁目 | |
| | | 高森台8丁目 | |
| 9 | 8046号線 | 高森台8丁目 | |
| | | 高森台8丁目 | |
| 10 | 8047号線 | 高森台8丁目 | |
| | | 高森台8丁目 | |
| 11 | 8048号線 | 熊野町字境 | |
| | | 熊野町字境 | |
| 12 | 8049号線 | 桜佐町字屋舗 | |
| | | 桜佐町字屋舗 | |
| 13 | 8050号線 | 桜佐町字屋舗 | |
| | | 桜佐町字西児 | |
| 14 | 8051号線 | 高座町字高蔵林 | |
| | | 高座町字高蔵林 | |
| 15 | 8052号線 | 春日井町字土合 | |
| | | 春日井町字土合 | |

報告第1号

令和5年度春日井市一般会計補正予算(第8号)の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和5年度春日井市一般会計補正予算(第8号)を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月16日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年度春日井市一般会計補正予算(第8号)を次のとおり専決処分する。

令和6年1月18日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度春日井市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ805,249千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,482,852千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-------------|---------|-------------|
| 16 国庫支出金 | | 20,799,382 | 805,249 | 21,604,631 |
| | 2 国庫補助金 | 5,759,790 | 805,249 | 6,565,039 |
| 歳入合計 | | 121,677,603 | 805,249 | 122,482,852 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|-------------|---------|-------------|
| 3 民生費 | | 56,715,601 | 805,249 | 57,520,850 |
| | 1 社会福祉費 | 30,738,650 | 805,249 | 31,543,899 |
| 歳出合計 | | 121,677,603 | 805,249 | 122,482,852 |

令和 5 年度

春日井市一般会計補正予算（第 8 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-------------|---------|-------------|
| 16 国庫支出金 | 20,799,382 | 805,249 | 21,604,631 |
| 歳入合計 | 121,677,603 | 805,249 | 122,482,852 |

歳出

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | |
|-------|-------------|---------|-------------|----------|------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | | 一般財源 |
| | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 3 民生費 | 56,715,601 | 805,249 | 57,520,850 | 805,249 | | | | |
| 歳出合計 | 121,677,603 | 805,249 | 122,482,852 | 805,249 | | | | |

(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

| 項 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------------|-----------|---------|-----------|
| 2(項) 国庫補助金 | 5,759,790 | 805,249 | 6,565,039 |
| 1(目) 総務費国庫補助金 | 2,398,712 | 805,249 | 3,203,961 |

(3) 歳 出

3(款) 民生費

| 項 目 | 補正前 の 額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | |
|---------------------|---------------|---------|------------|----------|------|-----|-----|------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | | 一般財源 |
| | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1(項) 社会福祉費 | 30,738,650 | 805,249 | 31,543,899 | 805,249 | | | | |
| 1(目) 社会福祉 総務費 | 12,051,354 | 805,249 | 12,856,603 | 805,249 | | | | |

| 節 | | 金額 | 説明 |
|----|------------|---------|---------------------|
| 区分 | | | |
| 1 | 総務費 補助金 | 805,249 | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 |

| 節 | | 金額 | 説明 |
|----|-----------------|---------|---|
| 区分 | | | |
| 10 | 需用費 | 76 | 物価高騰対応重点支援給付金事業（住民税均等割のみ課税世帯等） 需用費の内訳 消耗品費 76 |
| 11 | 役員費 | 3,324 | |
| 12 | 委託料 | 21,349 | |
| 13 | 使用料及び 賃借料 | 500 | |
| 18 | 負担金、補助 及び交付金 | 780,000 | |